

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 高津川流域の減災に係る取組について

## 令和3年度 第1回協議会

令和3年5月31日

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

（  
　益田市、島根県、松江地方気象台、  
　国土交通省中国地方整備局  
）

(1) 今後5か年（R3～R7）の取組方針について

(2) 令和3年度の実施予定

(3) 今後のスケジュール

## ( 1 ) 今後 5 力年 (R3～R7) の取組方針について

# 今後5か年の取組方針の見直しについて

## ■これまでの経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害を契機に、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとして平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、減災対策協議会を設置した。協議会で各機関の5か年の取組方針を作成し、毎年、進捗状況をフォローアップしてきた。その間、緊急行動計画（平成29年6月）や緊急行動計画の改定（平成31年1月）などを踏まえて、必要に応じて取組方針の見直しも行い、令和2年度には当初の目標期間とした概ね5年が経過した。
- 高津川においては、多くの取組項目が完了しているが、緊急行動計画の改定の項目のうち、一部、未完了の項目や継続して実施すべき避難訓練等の項目が存在する。
- 現在までの取組状況や水防災に係る近年の動向を踏まえて、概ね5年（令和3年～7年度）に実施する取組を設定する。

## 平成27年9月 関東・東北豪雨災害（鬼怒川の洪水氾濫）

### 平成27年12月 社会資本整備審議会答申

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

### 平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン

#### 平成28年7月13日 第1回 減災対策協議会『高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会』設立

目標

急激な水位上昇などの河川特性や氾濫水が広範囲に広がる平野部等の氾濫特性などを踏まえ、発生しうる大規模氾濫時において、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

取組方針

- 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- 氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動
- 浸水を一日も早く解消するための排水対策

概ね5年で実施

#### 平成28年9月28日 第2回 減災対策協議会「高津川流域の減災に係る取組方針(案)」策定

#### 平成29年5月30日 第3回 減災対策協議会 平成28年度のフォローアップ

**緊急行動計画（平成29年6月20日）** 平成28年8月、台風10号等の一連の台風による豪雨災害（中小河川の氾濫）を受けて、とりまとめられた委員会の答申（H29.1）を踏まえ、水防法改正に基づく協議会の設置、水害対応タイムラインの作成促進、要配慮者利用施設における避難体制構築への支援、水害危険性の周知促進、防災教育の促進等の32項目をとりまとめた。※H29.12.1 中小河川等治水対策プロジェクトを設立し33項目に追加修正

#### 平成30年6月1日 第4回 減災対策協議会 減災対策協議会を法定化・緊急行動計画への対応（地域の取組方針の見直し）等

**緊急行動計画の改定（平成31年1月29日）** 平成30年7月豪雨を受けて、とりまとめられた委員会の答申（H30.12）を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、多くの主体の事前の備えと連携の強化の観点等より、2020年（令和2年）度を目指す緊急行動計画を54項目に拡充。

#### 令和元年5月30日 第5回 減災対策協議会 平成30年度フォローアップ・緊急行動計画への対応※ 等

※：優先すべき検討課題を5項目設定

#### 令和2年2月13日 第6回 減災対策協議会 平成30年度フォローアップ

#### 令和2年5月28日 第7回 減災対策協議会 令和元年度フォローアップ、令和2年度の予定、流域治水プロジェクト 等

#### 令和3年2月10日 第8回 減災対策協議会 令和2年度フォローアップ 等

#### 令和3年5月31日 第9回 減災対策協議会（取組方針見直し案の承認）

# 今後5か年の取組方針の見直しについて

## ■見直しにあたっての基本方針

地域の取組方針の改定にあたっては、緊急行動計画の取組項目のうち、平成31年3月29日付け水政課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10条に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用についての『7. 協議会の取組内容』に記載されている取組内容に対して完了しているか継続すべきかを判断する。

令和2年4月30日付け国水計調第1号,国水情第4号、国水環保第2号 「「大規模氾濫減災協議会」の運用について」に基づき、令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行うこととする。

- 上記文書「大規模氾濫減災協議会」の運用』の『7. 協議会の取組内容』に記載されている取組内容に関しては、担当される水系の今後の5年間の取組に加えることを基本として、記載しない場合は記載しない理由を整理するものとする。
- 特に、取り組みが進んでいない項目については、目標を定め積極的に記載するものとする。

(例) 水害危険性の周知、水害実績等の周知、ハザードマップ、要配慮者避難確保計画、防災教育(特にマイ・タイムライン)、まるごとまちごとハザードマップなど

# 今後5か年の取組方針の見直しについて

## ■具体的な施策の見直し

### 高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の見直しの考え方

- 現までの取組状況や「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させるための「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成31年1月29日改定）が策定された（54項目）。

#### 【今後5か年】

- これまでに54施策を実施（着手含む）してきていたが、取組が遅れている項目や継続的に実施すべき項目等を踏まえて、取組方針を見直すこととした。
- 緊急行動計画改定と高津川流域の取組方針を比較して、①緊急行動計画改定を踏まえて追加する施策、②緊急行動計画改定の項目で既に取組方針に記載されており、訓練などの継続して実施する施策（一部文言修正、既存の記載内容に含まれる項目）、③対応済みの施策、④対象外の施策。  
⇒①②について、取組方針へ反映。

#### ① 緊急行動計画改定を踏まえて新たに追加する施策(1施策)

52.適切な土地利用の促進

#### ② 継続して実施する施策(44施策)

1. 大規模氾濫減災協議会等の設置（福祉部局・砂防部局との連携）
2. 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
3. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
4. 多機関連携型タイムラインの拡充
5. ICT等を活用した洪水情報の提供
6. 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
7. 洪水予測や河川水位の状況に関する解説
8. 防災施設の機能に関する情報提供の充実
9. 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供
10. 避難計画作成の支援ツールの充実
- 11.隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
- 12.要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
- 13.浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等
- 14.ハザードマップの改良、周知、活用

18.ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実

19.災害リスクの現地表示

20.防災教育の促進

21.避難訓練への地域住民の参加促進

22.共助の仕組みの強化

23.住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

24.地域防災力の向上のための人材育成

25.洪水予測や水位情報の提供の強化

26.決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）

27.避難路、避難場所の安全対策の強化

28.应急的な退避場所の確保

29.重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認

30.水防に関する広報の充実（水防団員確保による取組）

31.水防訓練の充実

32.水防関係者間での連携、協力に関する検討

33.市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実

34.市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）

35.早期復興を支援する事前の準備

36.排水施設、排水資機材の運用方法の改善

37.排水設備の耐水性の強化

38.排水設備の耐水性の強化

39.堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）

40.本川と支川の合流部等の対策

41.多数の家屋や重要施設等の保全対策

42.流木や土砂の影響への対策

43.土砂・洪水氾濫への対策

44.樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

45.水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

46.代行制度による都道府県に対する技術支援

47.災害時及び災害復旧に対する支援

48.災害情報の地方公共団体との共有体制強化

#### ③対応済みの施策(2施策)

49.河川防災ステーションの整備

50.河川管理の高度化の検討

#### ④その他の施策(7施策)

51.水害危険性の周知促進（島根県協議会対応）

52.ダム放流情報を活用した避難体系の確立

53.浸水実績等の周知（島根県協議会対応）

54.浸水被害軽減地区の指定

55.庁舎等の防災拠点の強化（中国地整該当なし）

56.ダム等の洪水調節機能の向上・確保

57.重要インフラの機能確保（中国地整該当なし）

# 今後5か年の取組方針の見直しについて

水防災に係る近年の動向を踏まえて、取組方針で変更・追加する項目を以下のとおりに設定

緊急行動 計画No	取組方針	見直しの目的
	■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等	
13	想定最大規模降雨に <b>対応したハザードマップ</b> に基づく避難計画の見直し(避難場所及び避難経路の検討、広域避難の必要性検討、隣接市町との洪水時の連絡体制の検討)	ハザードマップが公表されているため文言を修正。想定最大規模に対応した広域避難や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等からの避難計画の見直しを行うために、文言を追加
14	洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成・ <b>訓練実施</b> の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	避難確保計画の作成だけでなく、安全な避難を実現するための避難訓練を実施する必要があるため「訓練実施」を追記
19	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所への配付やまるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	災害リスクの現地表示の拡大を推進するために「まるごとまちごとハザードマップ」を追記、実施効果や有効性についても共有
	■多様な防災活動を含むタイムラインの作成	
4	河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの <b>運用及び見直し</b>	令和元年度に多機関連携型タイムラインが作成され、運用及び見直しの段階にあることから「運用及び見直し」に修正
	■情報伝達、避難計画等に関する事項	
2	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	これまで実施している取組だが、取組方針に明記することとして追記

※上記の他、「避難勧告」の文言は、「避難指示」へ修正

# 今後5か年の取組方針の見直しについて

水防災に係る近年の動向を踏まえて、取組方針で変更・追加する項目を以下のとおりに設定

緊急行動 計画No	取組方針	見直しの目的
	<b>■防災教育や防災知識の普及</b>	
6,8,25	「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、 <b>水害リスクライン</b> の活用促進のための周知や <b>二次元コード</b> 、 <b>SNSの有効活用</b>	危機管理型水位計や簡易型監視カメラ等を積極的に活用して頂くために、SNS、メディア等を通じて、地域住民に周知促進を図るために一部追記
9	住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施、堤防施設の機能等に関する定期的な住民への説明会や情報提供、避難訓練への参加促進を実施	これまで実施している取組だが、引き続き、堤防施設等の機能に関する住民への説明や避難訓練の参加を促進するために一部追記
23	<b>住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン）の作成促進</b> ※令和5年度までに全小中学校、自治会においても、マイ・タイムラインの作成支援	自宅や周辺の水害リスクを把握し、避難先の把握、避難に向けた行動などを理解し、一人でも適切に避難ができるような取組を促進するために新規追加
	<b>■減災・防災に関する国の支援</b>	
52	適切な土地利用の促進	これまで実施している取組だが、引き続き、災害危険区域の指定促進のための市町担当者への情報提供や不動産関連事業者に対する水害リスク情報の提供を実施するため
24	地域防災力の向上のための人材育成 (地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援)	これまで実施している取組だが、取組方針に明記することとして追記
50	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援 (防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援)	
51	代行制度による都道府県に対する技術支援 (ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施)	
53	災害時及び災害復旧に対する支援 (災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。)	
54	災害情報の地方公共団体との共有体制強化 (DiMAPSの利用促進に向けた説明や災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整。)	
	<b>■排水活動に資する基盤等の整備</b>	
38	排水設備の耐水性の強化	これまで実施している取組だが、引き続き、洪水時等の関係機関連絡体制を構築するとともに、排水施設等の運用方法について検討・調整するため追記

※上記の他、「避難勧告」の文言は、「避難指示」へ修正

## （2）令和3年度の実施予定

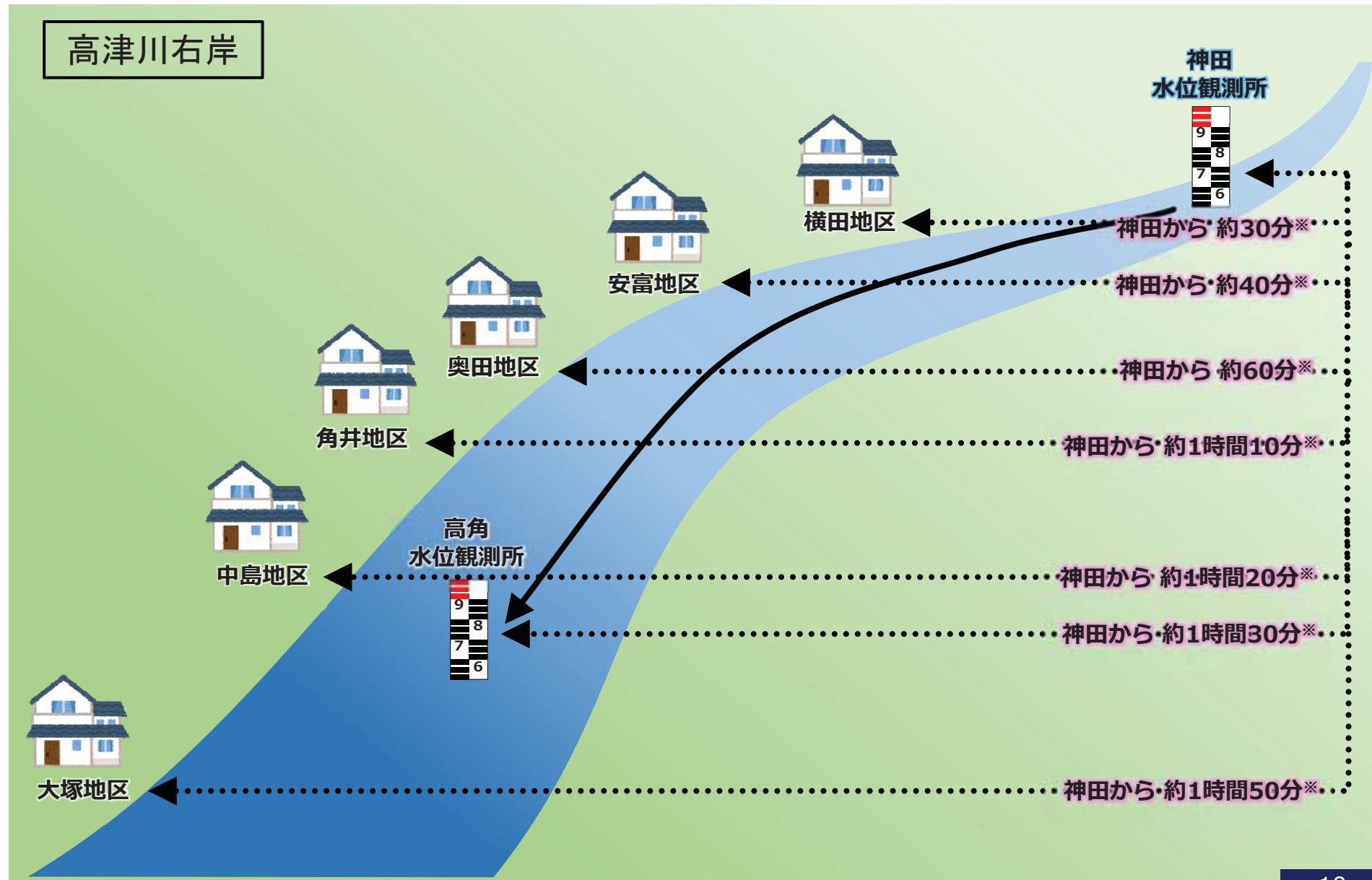
## 令和3年度の主な取組支援

- 令和3年度は主に、避難行動の目安となる取り組みに重点をおき、以下の取組を実施、支援する。

緊急行動計画No	令和3年度の主な取組支援
8	上流の状況を踏まえた河川水位の目安の検討
8	基準観測所でわかる地先氾濫水位の目安の検討
25	水防団からの浸水被害情報の提供
23	マイ・タイムラインの普及促進の方策検討
20	外国人への防災講座の運営支援
20,36	民間企業における事業継続計画検討支援
19	まるごとまちごとハザードマップの取組支援
19	自然災害伝承碑を活用した取組の推進
52	適切な土地利用

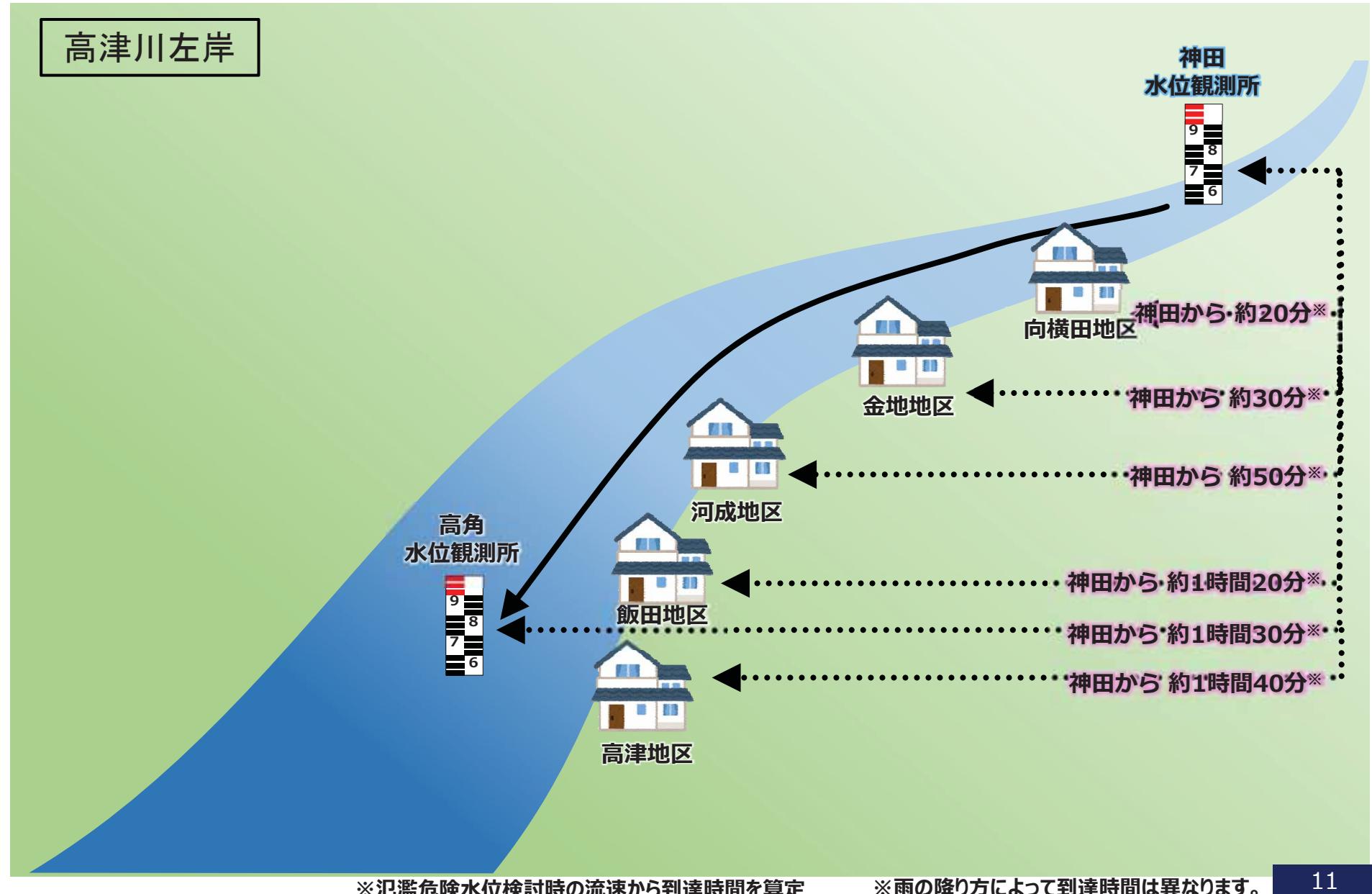
# 上流の状況を踏まえた河川水位の目安の検討

## ■ 神田水位観測所から各地区までの到達時間



# 上流の状況を踏まえた河川水位の目安の検討

## ■ 神田水位観測所から各地区までの到達時間

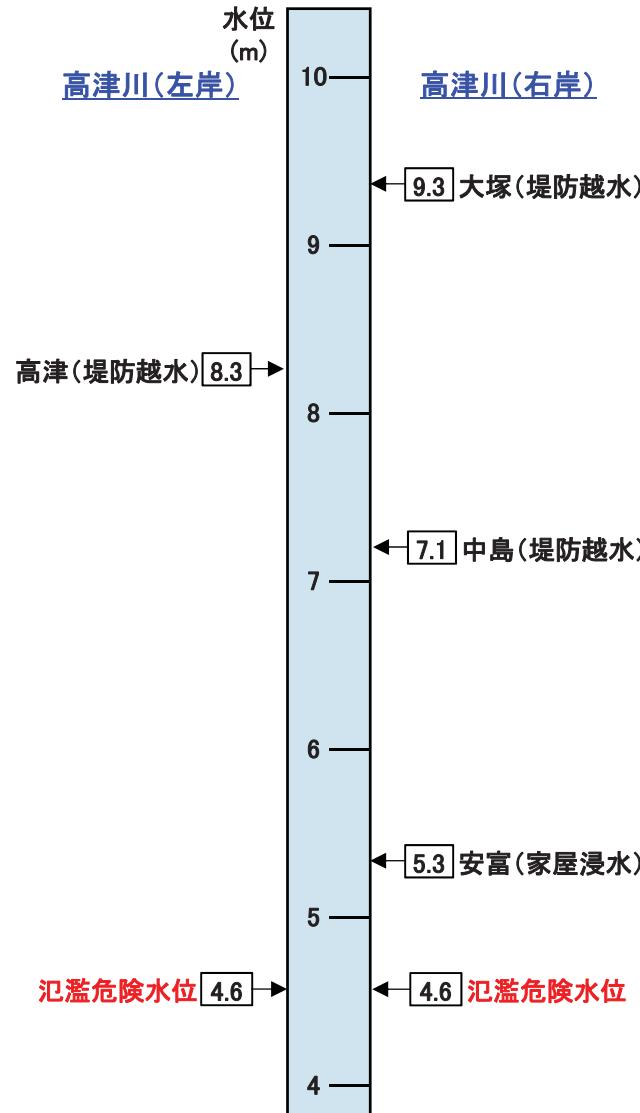


※氾濫危険水位検討時の流速から到達時間を算定

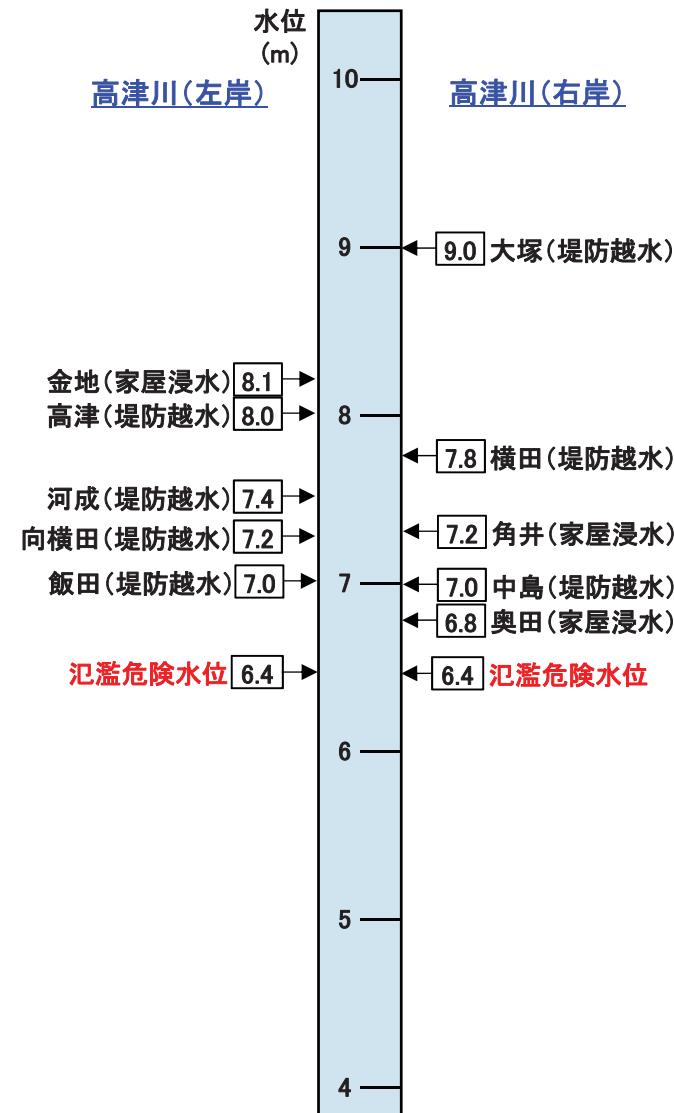
※雨の降り方によって到達時間は異なります。

# 基準観測所でわかる地先氾濫水位の目安の検討

## 高角水位観測所



## 神田水位観測所

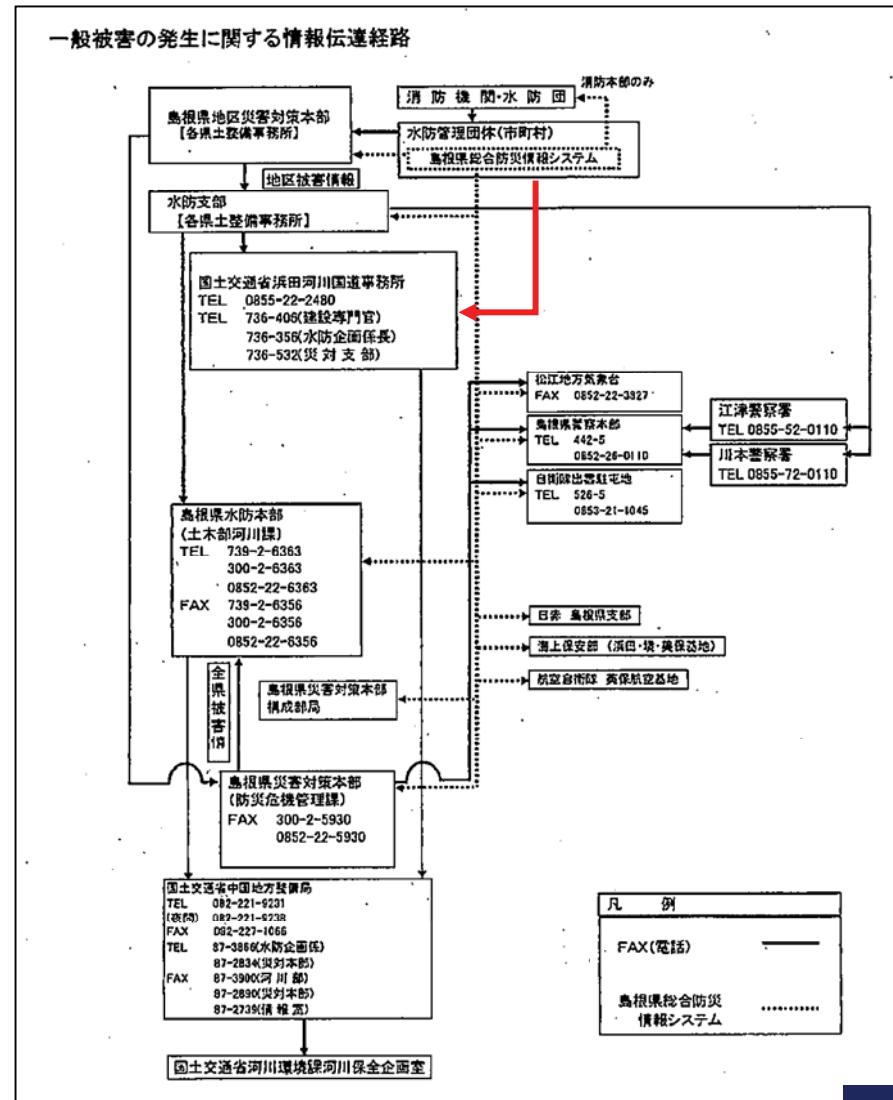
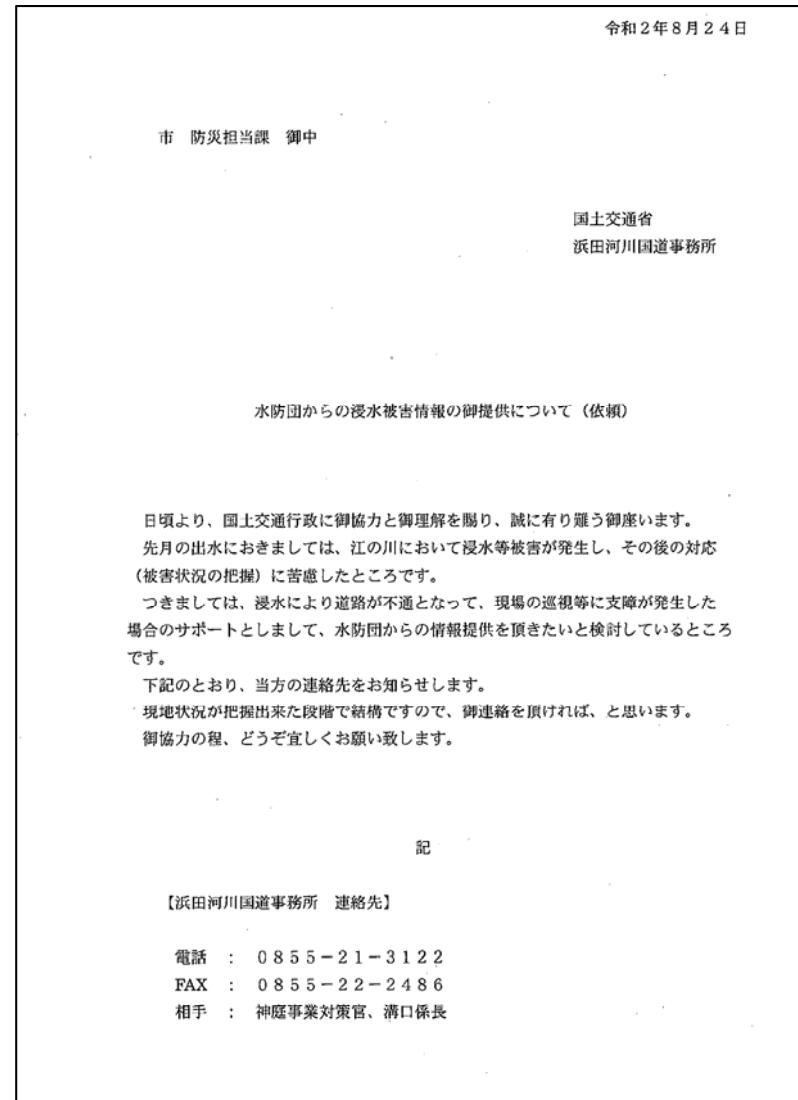


水位観測所で、高津川水系沿川の地区が浸水するおそれのある水位を確認できるように、目安を整理しました。

※HQ式にて、換算して算定した数値を氾濫発生の目安の水位として整理しているため、実際とは異なる場合があります。あくまで目安として取り扱ってください  
※高角水位観測所は、参考として例示していますが、下流への到達時間が短いため参考扱いしてください。

# 水防団からの浸水被害情報の提供

令和2年7月豪雨では、江の川において浸水等の被害が発生し、浸水により道路が不通となり、現場の巡視等に支障が発生したため、今後、このような場合のサポートとして、水防団からの情報提供をお願いします。



# マイ・タイムラインの普及促進の方策検討

## 『昨年度のマイ・タイムライン講習会』

### 【第1回講習会】(マイ・タイムライン作成用の基礎知識の学習)

益田市吉田地区の防災協議会の自治会長や防災リーダー約40名に対し、高津川及び益田川の水害危険性や防災情報の入手方法等の出前講座(座学)を実施し、地域防災意識向上を図った。

### 【第2回講習会】(新型コロナ禍の影響によりR3.6.19に延期)

#### 【第1回 防災出前講座の実施】

##### ■実施日時:

令和2年11月21日(土)10:00~11:00

##### ■参加者: 約40名

##### 【主な講座内容】

- ・高津川及び益田川の水害危険性
- ・洪水ハザードマップの見方
- ・避難先の考え方
- ・防災情報の入手方法
- ・「逃げキッド」の説明 など



<国土交通省職員による防災出前講座の様子>



第2回講習会の予習として、逃げキッドの事前配布し、概要説明



#### 【第2回 防災出前講座資料の作成】

【課題】 情報の入手方法に苦慮する住民が多い  
工夫 情報入手し易く!  
QRコードにより提供  
①気象庁HP  
・早期注意情報(警報級の可能性)  
・気象警報・注意報、大雨の危険度  
・洪水警報の危険度分布  
・大雨警報(土砂災害)の危険度分布  
②浜田河川国道事務所及び島根県HP  
・河川水位、ライブカメラ映像  
③市町ホームページ、防災メール

## 今年度の実施予定(案)

### 【目的】江の川及び高津川におけるマイ・タイムラインの普及促進を図る

【支援地区】:昨年度の継続となる益田市吉田地区、地域からの要望があつた川本町、美郷町、邑南町にて実施予定

#### 講習会資料の作成

- ◆講師用手引き、Q & A集
- ◆講習会用動画作成

【学習編】:江の川(下流)・高津川の氾濫特性】

【作成編】:逃げキッド活用によるマイ・タイムライン作成方法】

※PPT資料を動画用に編集し、下記講習会にて見直しを図る

#### 講習会の実施(調整中含む)

- ◆益田市吉田地区(自主防災組織対象:6月19日(土)10:00~)
- ◆川本町(5月中の実施要望:1回のみの講習会)
- ◆美郷町(6月中旬迄の実施要望:4地区(個別or合同未定))
- ◆邑南町(防災士を中心とした展開、土砂災害含む)

動画撮影

#### 「マイ・タイムライン」講習会の広報用動画作成

#### 講習会資料、動画等の見直し修正

講習会資料、動画等の公表により、  
江の川及び高津川のマイ・タイムライン作成促進

# マイ・タイムラインの普及促進の方策検討（小学校を対象とした防災教育の普及）

## 『昨年度の水防災教材成果』

### 江津市郷田小学校における出前講座

実施日：9/30(2コマ) 対象：4年生 11名



＜職員による出前講座の実施状況＞

- ◆郷田地区の水害の写真のチョイスがパッチリでした。いつも目にする日本製紙の煙突が写りこんでおり、身近な場所も水害の被害にあっていましたことがよくわかったと思います。  
◆堤防上を水があふれる動画は、子どもにとって分かりやすく、恐ろしさがより実感できたと思います。堤防は、いつも江の川沿いで目にしているので、イメージしやすかったからではないでしょうか。やはり、**その地区に合わせた資料だとありがたい**と感じました。

先生の感想

### 益田市吉田小学校における出前講座

実施日：11/9,10（降雨体験1コマ、出前講座2コマ）

対象：4年生 83名（3クラスを個別に実施）

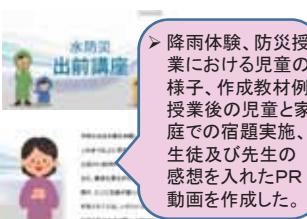


＜降雨体験機の実施状況＞

出前講座のPR動画作成



写真・動画・イラストにより生徒の関心を引き付け、クイズにより楽しく、授業を実施



- ◆本校4年生の3クラスの全生徒に対し、「防災」について体験・説明を実施していただき誠にありがとうございました。子供たちは大雨を体験したこと、これまで以上に早めの避難行動の大切さに気付きました。また、画像を見ながら丁寧な説明を受け、どこに危険が潜んでいるのかを考えたことは、いざという時の判断を助け安全行動へと結びついていくこと思います。

先生の感想

## 今年度の実施予定（案）

【目的】小学校児童の水防災教育による避難の理解力向上を図る

【支援校】（未定）⇒流域市町と連携し、今後実施校を決定予定

### （1）モデル校の助言を踏まえ、深化を図る

PR動画を活用したモデル校の募集・調整

↓  
水防災教育の対象学年の確認

↓  
昨年度成果をモデル校用に加筆・修正

（空中写真、水害前後の写真、イラストの追加等）

↓  
小学生を対象とした「マイ・タイムライン」授業資料の作成（予定）  
（【宿題】『親と児童で考える避難行動』の資料）

↓  
モデル校における試行授業の実施

↓  
授業実施後のヒアリング等を踏まえた教材の見直し

### （2）流域内小学校への展開資料の作成

既往の水防災教材をとりまとめた資料の作成

↓  
流域内の市教育委員会等への資料提供

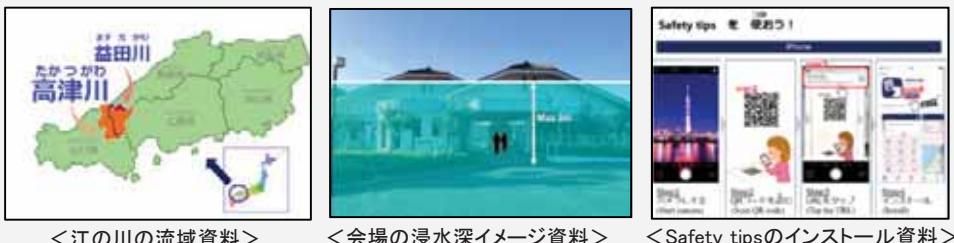
※新学習指導要領に準拠した防災教材（素材集）として提供予定

# 外国人への防災講座の運営支援

## 『外国人のための日本語での防災講座』

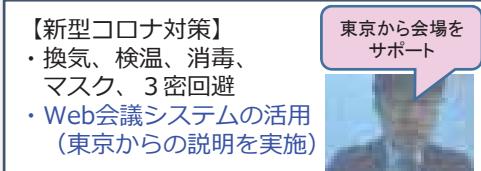
【益田市における防災講座】(日本語ボランティアグループの支援)  
ベトナム人(4名)、中国人(4名)、タイ人(3名)、インドネシア人(1名)の計12名を対象に、水害に対する防災意識向上を図った。

### 益田市外国人住民を対象とした『防災講座』の資料作成



### 益田市日本語ボランティアグループ活動における『防災講座』の実施

実施日時:令和3年1月17日(日)9:40~11:40



#### ■益田市 危機管理課 山下課長補佐様のコメント

- 水があふってきたときには慌てられると思いますが、益田市や国土交通省などが「危ないですよ」という情報を出しています。電話で状況を聞くこともできます。
- 水が溢れだしてから逃げるのではなく、情報を自分から得て、早く逃げてもらうことが一番だと思います。

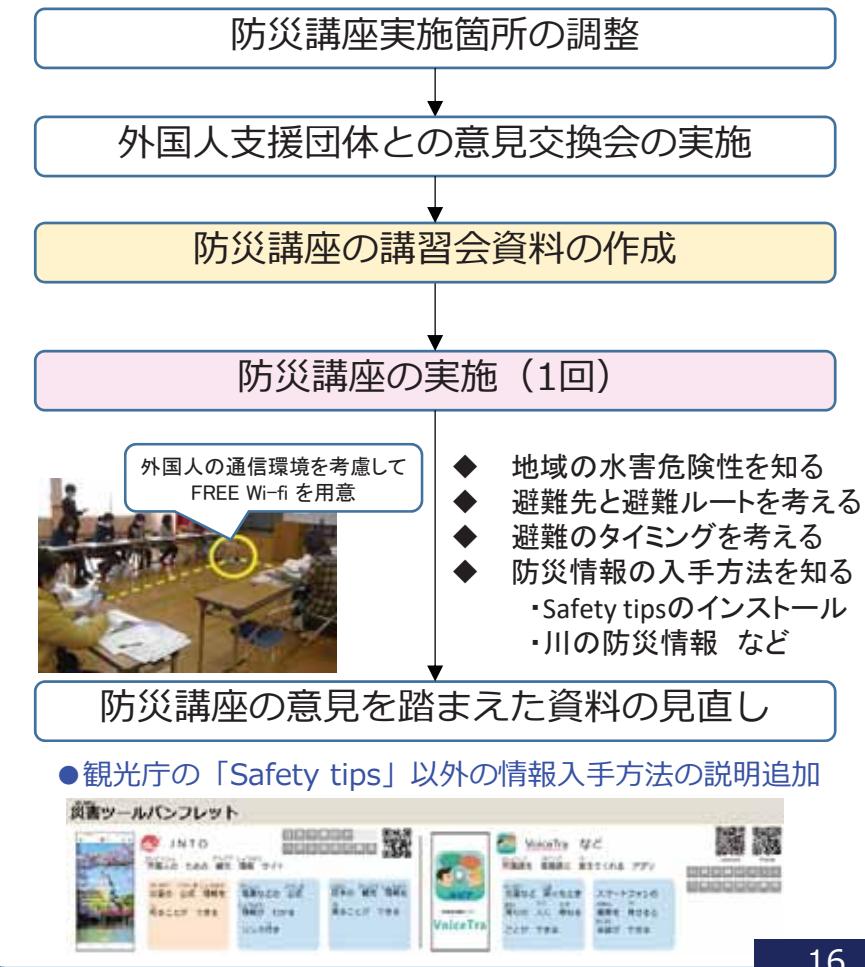


## 今年度の実施予定(案)

【目的】江の川及び高津川流域の定住外国人向を対象とした防災講座を実施し、避難の理解力向上を図る

【支援団体】(未定) ⇒ 流域市町と連携し、今後決定予定

### ◆昨年度成果を活用した防災講座の実施



# 民間企業における事業継続計画検討支援

## 『民間企業を対象とした防災講座』

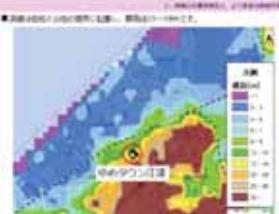
### 【イズミ・ゆめタウン江津】

店舗は浸水想定区域内ではないが、江の川の水害危険性の説明を行うとともに、昭和47年洪水・令和2年7月豪雨の被災写真を提供し、従業員(23名)の水防災に対する意識啓発を行った。

実施日及び時間：令和2年11月27日(金)10:00～11:00



<令和2年7月豪雨の概要>



<企業周辺の標高>



<企業周辺の浸水想定区域図>

### ■開催案内チラシ



<出前講座の実施状況>



江津市洪水ハザードマップは、令和3年3月公表予定のため、浸水想定区域図にて説明

### ■店長様からの総括コメント

- 人命第一、命を守る行動が大事であり、命があればなんとか復興できる。
- ショッピングセンターとして、地域の中で食料品・衣料品を提供するという社会的責任を果たす必要がある。
- 江の川の水害は、近い将来必ず起きると思って日頃からの備えをしましょう。



## 今年度の実施予定(案)

### 【目的】水防災教育による避難の理解力向上を図る

【支援企業】(未定) ⇒ 流域市町と連携し、今後支援企業を選定

### 水害危険性のあるモデル企業の選定・調整

### モデル企業の水害リスク分析・評価

### モデル企業への事前説明

※セミナーにおける事例紹介の許諾必要

### 現地調査の実施（建物・機械等）

### 事業継続計画（BCP）作成支援資料の作成

- ◆ 水害危険性の学習資料
- ◆ 被災シナリオ
- ◆ 対応チェックリスト
- ◆ BCP作成ポイント など

### 従業員を対象としたワークショップの実施

### 被災後の早期復旧に向けた対策案の検討

### モデル企業によるBCP作成

### BCP検討支援資料の見直し

### モデル企業の事例を商工会議所セミナーにて紹介

# まるごとまちごとハザードマップの取組支援

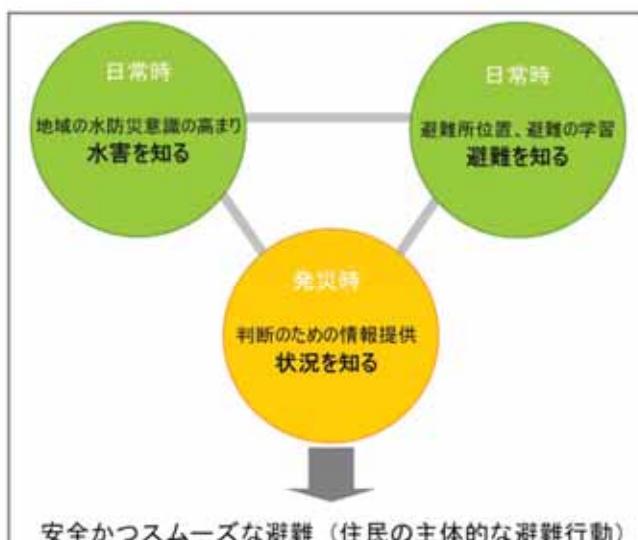
まるごとまちごとハザードマップとは、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかる以下の情報を標示する取組です。

- 洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報
- 避難行動に関する情報(避難所及び避難誘導に関する情報)

⇒まるごとまちごとハザードマップの実施に必要な基礎資料整理や検討支援を実施

## 目的

“まちなか”に表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目指す



## ●洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報例



## ●避難行動に関する情報例(避難所及び避難誘導に関する情報)



出典：国土交通省HP「まるごとまちごとハザードマップのすすめ」

# 自然災害伝承碑を活用した取組の推進

- 自然災害伝承碑とは、過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメントです。
- 過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなどを地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す。
- 自然災害伝承碑の地図化を通じた災害教訓の周知・普及にご協力をお願いします。
- 下記のURLから確認できます。

国土地理院：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>

## 「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメント。  
※これまで、概念的に記念碑（ある出来事や人の功績などを記念して建てられた碑やモニュメント）に含まれていました。
- ◆ これら自然災害伝承碑は、**当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多い**、それらを地図を通じて伝えることは、**地域住民による防災意識の向上に役立つもの**と期待されます。



自然災害伝承碑  
(水害碑：広島県坂口)



今後は、新たに制定した地図記号「自然災害伝承碑」を地図に掲載し、かつて自然災害が発生した地域であることを示します。

## (参考) 記念碑の例



(忠犬ハチ公像：東京都渋谷区)

# 適切な土地利用

- 高津川水系流域治水プロジェクトにおいては、「被害対象を減少させるための対策」として、霞堤背後地における土地利用規制が位置付けられており、国交省において、災害危険区域を適切に指定促進するため、まちづくり担当部局等に対し、引き続き、水害リスク情報を提供します。
- また、不動産関連事業者等に対しても、引き続き、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を提供します。

- 被害対象を減少させるための対策
  - ・掘削土を利用した高台整備の検討
  - ・霞堤背後地における土地利用規制



高津川の霞堤(安富地区)



# 適切な土地利用（災害危険区域の指定事例）

流域対策の取組状況

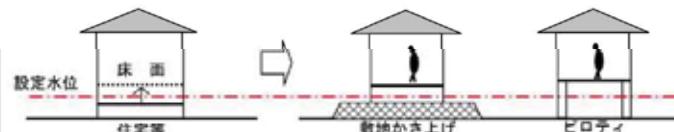
## 大淀川における災害危険区域指定(宮崎県宮崎市)

- 平成17年9月の台風14号で、大淀川下流域において浸水家屋数4,483戸（床上浸水3,697戸、床下浸水786戸）に達する浸水被害が発生。
- 瓜生野川・前溝川地区においては、排水機場整備後も内水浸水リスクが残るエリアについて、宮崎市災害危険区域に関する条例に基づき、災害危険区域を指定。
- 災害危険区域においては、建築物の建築を規制。



### 【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。
②「病室」を持つ病院、診療所	・建築に際しては、市長認定を要する。
③「寝室」を持つ児童福祉施設	



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P29 より

# 災害対策基本法の改正について

**令和3年5月20日から**  
ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**  
ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

**警戒レベル 4**

**警戒レベル**

<b>5</b>	新たな避難情報等	<b>緊急安全確保※1</b>
<b>～～&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;～～</b>		
<b>4</b>	災害のおそれあり	<b>ひなんしじ 避難指示※2</b>
<b>3</b>	災害のおそれあり	<b>こうれいじやとうりなん 高齢者等避難※3</b>
<b>2</b>	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	これまでの避難情報等
<b>1</b>	早期注意情報 (気象庁)	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 警戒出告は、これ以上の避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ各自の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

**警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**  
しましょう。

**避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**  
しましょう。

**内閣府(防災担当)・消防庁**

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

○ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

○ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

屋内安全確保

ここなら安全！

●●● 指定最大浸水深

○土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない（入っていると…）

・流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

・地盤が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い

5m-10m未満 (地上上部10m未満)  
3m-5m未満 (地面以上5m未満)  
0.5m-3m未満 (地面以上3m未満)  
0.5m未満 (地面以上0.5m未満)

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分（十分じゃないと…）  
水、食糧、薬等の後悔が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができないことがあります

●●● 家屋倒壊等氾濫想定区域や○水がひくまでの時間(浸水潜伏時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

震害時の屋外の移動は車も危険です。やむを北ず車に沿する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

### (3) 今後のスケジュール

# 今後のスケジュール

令和3年5月31日  
令和3年度第1回協議会

令和2年度の取組状況（フォローアップ）、  
令和3年度の取組確認、取組方針の見直し案の確認 等



- ・上流の状況を踏まえた河川水位の予想
- ・基準観測所でわかる地先氾濫水位の目安の検討
- ・水防団からの浸水被害情報の提供
- ・マイ・タイムラインの普及促進の方策検討
- ・外国人への防災講座の運営支援
- ・民間企業における事業継続計画検討支援
- ・まるごとまちごとハザードマップの取組支援
- ・自然災害伝承碑を活用した取組の推進
- ・適切な土地利用

各種メニューの調整・実施

令和4年1月  
令和3年度第2回幹事会  
(予定)

令和3年度の取組状況、今後予定、調整事項等

令和4年2月  
令和3年度第2回協議会  
(予定)

令和2年度の取組状況、今後のスケジュール

改定履歴

平成28年 9月28日 策定  
平成30年 6月 1日 第1回改定  
令和3年 5月31日 第2回改定

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
高津川流域の減災に係る取組方針  
**【第2回改定案】**

令和3年5月31日

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

（ 益田市、島根県、松江地方気象台、  
国土交通省中国地方整備局 ）

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」という。）により、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

高津川流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の益田市、島根県、松江地方気象台、中国地方整備局で構成される「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月13日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28年8月に発生した、台風10号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させることとされ、平成29年6月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年6月20日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

高津川流域は、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流していることから洪水のピークが重なりやすく、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっている。そのため、一度氾濫が起これば、下流域の低平地に広がっている島根県の石西地域の中心都市である益田

市街地が水害を受けやすいなどの氾濫特性をもち、これまでにも、昭和18年9月洪水、平成47年7月や平成9年7月洪水と概ね30年に1度の頻度で、大きな被害が発生したところである。

今般公表した、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが想定される。

高津川では、大正8年7月の大洪水を契機に改修計画を立案したことから本格的な治水事業が始まり、この計画により河口から匹見川合流点付近まで改修が昭和15年に竣工した。その後、昭和18年9月の未曾有の大洪水により堤防の大半が決壊したため、この洪水を考慮した改修計画を立案し河床掘削、築堤及び護岸整備が行われ、昭和42年6月の一級河川の指定を受け「高津川水系工事実施基本計画」に引き継がれた。

しかし、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水が発生したため、本川に加えて、高津川派川、白上川、匹見川も含めた改修により堤防整備を進めてきた。

その後、平成18年2月には、治水・利水・環境等に関する河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めた「高津川水系河川整備基本方針」を策定した。

さらに、平成20年7月には「高津川水系河川整備計画」を策定し、昭和18年9月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

これまでの改修工事により高津川の堤防は概成しており、今後は下流から流下能力確保のための河床掘削を環境に考慮しながら実施していくなど、現在も高津川改修等の事業を鋭意推進しているところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないとところである。

本協議会では、こうした高津川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「高津川流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、取り組みを推進してきた。

令和3年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和2年度までの取組方針に引き続き、令和7年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、二期目の「高津川流域の減災に係る取組方針」としてと

りまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

・高津川流域は、堤防については現在概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されるという水害リスクを住民や企業など広く一般に周知するため、分かり易い教材（高津川の水害リスクを認知するため、堤防の越水時や決壊時における破壊力のある流水のイメージ動画など）等を用いて、小中学校における水害（防災）教育を継続実施することや、洪水浸水想定区域内の企業を対象とした自衛水防の講習会や訓練を定期的に実施。

・家屋倒壊等氾濫想定区域が高津川沿いの平野部及び河口の市街地に広がる益田市において、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促す凡例等を記載したハザードマップの作成、洪水に対してリスクの高い箇所を監視する水位計等の整備や避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上。

・氾濫域に国道9号等の主要道路網があることから、冠水する範囲を関係者で共有し、標高の高い道路等を迂回路に設定したり、通行止めとする道路を予め定めておいたりすることで、冠水による車両のスタック等による渋滞を未然に防ぐとともに、鉄道車両等の浸水被害を軽減するため、河川管理者、沿川自治体に加え、道路管理者、交通事業者等と連携したタイムラインの拡充及びタイムラインの時系列に基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施。

・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するため排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。  
(※この協議会で対象とする高津川水系とは、一級水系高津川のうち、高津川、高津川派川、匹見川、白上川の直轄管理区間を示す。)

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
益田市	市長
島根県	防災部長
〃	土木部長
気象庁	松江地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長

### 3. 高津川流域の概要と主な課題

#### (1) 高津川流域の概要と氾濫特性

高津川流域の氾濫域は、下流域の低平地に島根県石西地域の中心都市である益田市が形成され、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。

その地域には、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅、主要な道路といった重要な公共施設が多数存在しているため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れない。

高津川の堤防については、現在概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという特徴をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定される。

さらに、高津川下流右岸部の低平地に位置する益田市街地は益田川が近接しており、高津川の氾濫のみならず益田川の氾濫も考慮する必要がある。

また、急激な水位上昇が発生する匹見川から河口までの間の平野部で、広範囲にわたり家屋倒壊等氾濫想定区域となっているという特徴がある。

#### (2) 過去の洪水による被害状況

##### ○昭和18年9月洪水

高津川流域において既往第2位の流量を観測した洪水であり、死者108名、家屋全半壊2,590戸、浸水家屋523戸の被害が発生した。昭和初期に改修した堤防の大半が決壊したため各所で甚大な被害が生じ、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

##### ○昭和47年7月洪水

高津川流域において既往最大流量を観測した洪水であり、家屋全半壊64戸、浸水家屋1,983戸の被害が発生した。飯田地区を中心に堤防決壊などの被害が続出した。また、高津川派川、白上川、匹見川も大きな被害が生じ、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

##### ○平成9年7月洪水

昭和47年7月洪水に次いで大きな被害をもたらした戦後第2位（既往第3位）の流量を観測した洪水であり、家屋半壊2戸、浸水家屋20戸の被害

が生じた。堤防が概成しているため被害は少なかったが、奥田地区において主要な道路である国道9号が冠水するまで数cmに迫るなど大きな出水であった。また、支川匹見川においては、護岸が損傷するなどの被害が生じている。

内水被害も多く発生しており、近年、平成21年7月、平成22年7月の出水時にも内水による浸水被害が発生し、その際には排水ポンプ車による排水作業を実施している。

#### (3) 高津川の現状と課題

大正8年7月の大洪水を契機に改修工事を始め、昭和15年に匹見川合流点から河口までの改修が竣工した。しかし、昭和18年9月の未曾有の大洪水により堤防の大半が決壊したため、その被災に伴う災害復旧を行い、その後18年9月洪水を考慮した計画による河床掘削、築堤及び護岸整備等の実施によって、洪水に対する安全度の向上を目指し治水事業を展開してきた。現在は、堤防が概成しているため、河床掘削等のハード対策を推進している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○高津川の堤防は概成していること、また近年大きな出水が少ないとにより、地域が洪水に対する安心感を持つてしまうことが問題である。現状は流下能力が不足している箇所があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○高津川は、現在、堤防が概成しており、一定の治水安全度は確保されているが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流し洪水のピークが重なりやすいため、急激な水位上昇が発生するという河川特性をもっている。そのため、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されるといった水害リスクがあるが、その水害リスクが住民には十分に認知されていないため、洪水浸水想定区域や浸水深、浸水継続時間など、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、高津川の河川特性を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○益田市街地の低平地や派川合流部では、広範囲にわたり浸水が発生することが懸念される。浸水した場合には、住民生活への影響が甚大となるため、浸水を一日も早く解消するために、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○高津川下流右岸部の低平地に位置する益田市街地は益田川が近接しており、  
高津川の氾濫のみならず益田川の氾濫も踏まえた対応が必要である。

以上の課題を踏まえ、高津川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

#### 4. 現状の取組状況

高津川流域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙一参考)

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高津川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を浜田河川国道事務所のホームページ等で公表している。</li><li>● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 A</li></ul>
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。</li><li>○ 堤防決壊、越水等重大災害発生の恐れがある場合には、浜田河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。</li><li>● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 B</li></ul>
避難指示等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。</li><li>● 最大の支川匹見川と下流域で合流するため、急激な水位上昇が発生し、下流域の低平地に形成されている市街地が浸水するため、避難指示等を発令するタイミングや発令範囲の特定が難しい。 C</li><li>● 自治体が発令する避難指示等の判断材料として水位予測が重要となる。 また、水位予測の精度をあげる必要がある。 D</li></ul>

項目	現状と課題
避難場所、避難経路	○ 避難所や被害危険地を明示した防災マップを作成し、広報誌、PR紙にて周知している。
	● 避難経路を指定していないため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 E
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の浸水深や、家屋倒壊等氾濫想定区域等の防災情報が住民や企業には十分認知されていない。 F
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成および周知が必要となるが、氾濫範囲が広大となり避難所の設定が困難となる。 G
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 基本的には、防災行政無線、緊急防災放送装置、広報車、ホームページ、携帯メール等の発信が主として利用されている。
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 H
	● 安全安心メールへの登録が、十分に住民に普及していない。 I
	● 災害情報について、外国人を対象とした多言語化への対応がされていない。 J
避難誘導体制	○ 消防団員と兼務する水防団員、自治会、自主防災組織が連携して避難誘導を実施している。
	● 夜間、荒天時の安全な避難を可能とする体制が不十分である。 K
	● 消防団員が水防団員を兼務しているため、避難誘導に必要な人員の確保が困難である。 L

## ②水防に関する事項

項目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、島根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。  ● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコード等を、水防連絡会等で周知しているが、十分に団員が認識しているのか疑問である。 また、水防警報の伝達メールについて、十分に団員へ普及していない。 M
河川の巡回区間	○ 防災無線等により水防団へ情報提供を行い、巡回を行っている。  ● 重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所が多く、短時間で巡回を完了することが難しい。 N
水防資機材の整備状況	● 消防団員が水防団員を兼務しており、水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。また、平日は仕事をされているため、平日昼間の人員確保が難しい。 O
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 各自治体で水防計画により庁舎、水防倉庫などに備蓄している。  ○ 浜田河川国道事務所において、根固ブロックや袋詰め玉石、大型土のう等を防災ステーション、水防倉庫等所定の場所に備蓄している。  ○ 防災拠点として防災ステーションを整備済である。  ● 各自治体の保有状況の確認、備蓄資機材情報の共有や非常時における広域的な相互支援のルールが確立されていない。 P
	○ 代替施設の検討や非常電源の確保を各自治体で検討している。  ● 各自治体において、業務継続計画の策定がなされていない。 Q

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 操作要領等により操作を実施している。	
	● 橋門等の修繕に対しての予算対応が難しい。	R
	● 排水施設、排水作業状況等の情報が関係機関で共有されていない。	S
	● 橋門操作員の高齢化が進んでいるため、操作員の確保等の対策が必要である。	T

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇などの河川特性や氾濫水が広範囲に広がる平野部等の氾濫特性などを踏まえ、発生しうる大規模氾濫時において、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模氾濫・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れた状態

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進	○ 河川整備計画に基づき、高津川改修により流下能力確保のための河床掘削を行っている。	
	● 昭和18年7月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	U

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動
- ③浸水を一日も早く解消するための排水対策

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙一2参照）

### ①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進</b>		
・高津川改修	U	H28年度から 継続実施 中国地整
<b>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>		
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D, M, N	R1年度から 継続実施 中国地整
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	N	H30年度から 継続実施 中国地整
<b>■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等</b>		
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A, C	H28年度から 継続実施 島根県
・想定最大規模降雨に対応したハザードマップに基づく避難計画の見直し（避難場所及び避難経路の検討、広域避難の必要性検討、隣接市町との洪水時の連絡体制の検討）	E, F, G, J, 繼	H30年度から 継続実施 益田市
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難指示等を発令する範囲の見直し	C, E, F, G	H30年度から 継続実施 益田市
・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成等・訓練実施の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J, 繼	H29年度から 継続実施 益田市
・夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	K	H30年度から 継続実施 益田市
・高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F, H	H29年度から 定期的に実施 協議会全体
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所への配付やまるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, E, F, G, J, 繼	R1年度から 継続実施 益田市

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■ 多様な防災活動を含むタイムラインの作成</b>		
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの運用及び見直し	B, 繼	R1年度から 継続実施 協議会全体
<b>■ 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>		
・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	緊	R3年度から 順次実施 協議会全体
<b>■ 防災教育や防災知識の普及</b>		
・高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	A, B, F	H29年度から 継続実施 中国地整
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知や二次元コード、SNSの有効活用	H, I, M, S, 繼	H28年度から 定期的に 実施中 協議会全体
・小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の普及・充実	H	H29年度から 継続実施 協議会全体
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施、堤防施設の機能等に関する定期的な住民への説明会や情報提供、避難訓練への参加促進を実施	B, H, I, M, 繼	H29年度から 定期的に実施 協議会全体
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I, M	H29年度から 継続実施 中国地整
・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン）の作成促進	緊	R3年度から 順次実施 益田市・島根県 中国地整
<b>■ 減災・防災に関する国の支援</b>		
・適切な土地利用の促進	緊	R3年度から 順次実施 中国地整
・地域防災力の向上のための人材育成	緊	R3年度から 順次実施 中国地整
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	緊	R3年度から 順次実施 中国地整
・代行制度による都道府県に対する技術支援	緊	R3年度から 順次実施 中国地整
・災害時及び災害復旧に対する支援	緊	R3年度から 順次実施 中国地整
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	緊	R3年度から 順次実施 中国地整

## ②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>		
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上（再掲）	D, M, N	R1 年度から継続実施 中国地整
<b>主な取組項目</b>		
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備（再掲）	N	H30 年度から継続実施 中国地整
・樋門の無動力化の推進	R	H30 年度から継続実施 中国地整
<b>■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化</b>		
・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L, N	H28 年度から定期的に実施中 益田市
・高津川の重要な水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間にについて消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H, M	H28 年度から定期的に実施中 益田市・中国地整
・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	O	H29 年度から定期的に実施 協議会全体
・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認	P	H28 年度から定期的に実施中 益田市・島根県 中国地整
・市庁舎の水害時における対応について、業務継続計画を策定及び機能確保のための対策の充実	Q, 緊	H28 年度から継続実施 益田市
・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	T	H28 年度から定期的に実施中 益田市 中国地整

## ③浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■ 排水活動に資する基盤等の整備</b>		
・高津川改修（再掲）	U	継続実施 中国地整
・樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	H29 年度から継続実施 益田市
・樋門の無動力化の推進（再掲）	R	H30 年度から継続実施 中国地整
・排水設備の耐水性の強化	緊	R3 年度から順次実施 益田市・島根県 中国地整
<b>■ 排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>		
・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	S	R2 年度から定期的に実施 益田市・ 中国地整

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に実施することとする。

今後、毎年出水期前に協議会を開催し、各取組に対する進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱		予定時期	益田市	島根県	気象台	国交省					
事 項											
具体的な取組											
①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組											
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策の推進											
・高津川改修	U	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3								
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備											
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上	D,M,N	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3		大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の基準について評価及び検証を継続し、必要に応じ基準の見直しを行ふ。また、各種プロダクトの改善を随時実施し、HP等により公開する。	避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上					
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	U	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3		同上(予定) 記録的短時間大雨情報及び高潮警報の改善	避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上					
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等											
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図・氾濫シミュレーションの公表	A,C			(県管理区間に対して)県管理の中小河川の浸水想定図を作成							
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に対応したハザードマップに基づく避難計画の見直し・避難場所及び避難経路の検討、広域避難の必要性検討、隣接市町との洪水時の連絡体制の検討	E,F,G,L,J,緊	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3	ハザードマップを活用し、地域の避難計画等の修正又は作成を進める ハザードマップを活用し、地域の避難計画等の修正又は作成を進める							
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告指示等を発令する範囲の見直し	C,E,F,G	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3	予定なし 予定なし							
・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成等・訓練実施の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	J	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3	継続して避難確保計画策定等支援を行う 継続して避難確保計画策定等支援を行う	要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成・訓練実施の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供 益田市の定住外国人等を対象とした講習会を実施予定						
・夜間、荒天時における避難勧告指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	K	今後5か年の予定 R3 当初計画	○ ○ ○ ○ ○ R3 R3 R3 R3 R3	躊躇なく避難指示等の発令ができるよう、発令基準や災害時動員体制を再確認する 躊躇なく避難指示等の発令ができるよう、発令基準や災害時動員体制を再確認する							

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱		予定時期	R3 R4 R5 R6 R7	益田市	島根県	気象台	国交省						
事 項													
具体的な取組													
・高津川の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害(防災)教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	F,H	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	協議会の一員として開催に協力する	委員として、関係機関と連携して実施	各種講習会・訓練等の開催に協力し、支援を行う。	商工会議所や企業向け水害教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練等の支援						
R3 当初計画				協議会の一員として開催に協力する	要請に応じて参加・支援	同上	江の川・高津川流域の商工会議所や企業を対象とした講習会等を実施予定						
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所への配付やまるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A,E,F,G,L,J, 緊	今後5か年の予定		令和元年度全戸配布済み	まるごとまちごとハザードマップは現状では実施が難しい結論となっています。(避難確保計画等優先すべき事項が他にあるため)								
R3 当初計画													
■多様な防災活動を含むタイムラインの作成													
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの拡充運用及び見直し	B,緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	協議会の一員としてタイムラインの運用及び見直しに協力する	委員として、取組に協力する	水害対応タイムラインの確認・調整(水害対応タイムラインにおいて防災気象情報を有効に活用する観点から助言を行う)	多機関連携型タイムラインの運用・見直し						
R3 当初計画				協議会の一員としてタイムラインの運用及び見直しに協力する	運用および実洪水等による見直しに協力する	水害対応タイムラインの確認・調整(水害対応タイムラインにおいて、依頼に基づき防災気象情報を有効に活用する観点から助言を行う)	多機関連携型タイムラインの運用・見直し						
・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練等の実施	B												
■情報伝達、避難計画等に関する事項													
・洪水における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	協議会の一員としてホットラインの構築に協力する	県管理河川のタイムラインを活用して情報提供※タイムライン対象は高津川上流および津和野川の一部	—	出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認						
R3 当初計画				協議会の一員としてホットラインの構築に協力する	県管理河川のタイムラインを活用して情報提供※タイムライン対象は高津川上流および津和野川の一部	—	出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認						
■防災教育や防災知識の普及													
・高津川において、堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開	A,B,F	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				引き続き実施						
R3 当初計画							引き続き実施						
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知や二次元コード、SNSの有効活用	H,I,M,S,緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	協議会の一員として周知等に協力する	島根県水防情報システムや、島根防災メールによる河川情報の発信	—	水害リスクライン等の活用促進のための周知や二次元コード、SNSの有効活用						
R3 当初計画				協議会の一員として周知等に協力する	島根県水防情報システムや、島根防災メールによる河川情報の発信	—	水害リスクライン等の活用促進のための周知や二次元コード、SNSの有効活用						
・小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実	H	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	出前講座等の実施	委員として、取組に協力する	出前講座等の実施により、防災気象情報の利活用をはじめとする防災知識の普及を行ふ。	小中学校などと連携した高津川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の普及・充実						
R3 当初計画				出前講座等の実施	要請に応じて参加・支援	同上	昨年度に引き続き益田市内の小学校を対象とした防災教育を実施予定						
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災教育の実施、堤防施設の機能等に関する定期的な住民への説明会や情報提供、避難訓練への参加促進を実施	B,H,I,M,緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	協議会の一員として開催に協力する	委員として取組に協力する	出前講座等の実施により、防災気象情報の利活用をはじめとする防災知識の普及を行う。	出前講座等において住民への説明を実施						
R3 当初計画				協議会の一員として開催に協力する	住民に対して、広報誌などで施設機能について情報提供	同上	出前講座等において住民への説明を実施						
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	I,M	今後5か年の予定					プッシュ型の洪水情報発信を引き続き実施						
R3 当初計画							プッシュ型の洪水情報発信を引き続き実施						
・住民一人一人の避難計画・情報マップ(マイ・タイムライン)の作成促進 ※令和5年度までに全小中学校、自治会において、マイ・タイムラインの作成支援を実施	緊	今後5か年の予定		協議会の一員として作成促進に協力する	委員として、取組に協力する		マイ・タイムライン作成支援の実施						
R3 当初計画				協議会の一員として作成促進に協力する	要請に応じて参加・支援		益田市吉田地区の自治会を対象にマイ・タイムラインの作成支援を実施予定						
■減災・防災に関する国の支援													
・適切な土地利用の促進	緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				霞堤背後地における土地利用規制等を促進するため、引き続き、水害リスク情報の提供を実施						
R3 当初計画							霞堤背後地における土地利用規制等を促進するため、引き続き、水害リスク情報の提供を実施						

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱		予定時期	R3 R4 R5 R6 R7	益田市	島根県	気象台	国交省						
事 項													
具体的な取組													
・地域防災力の向上のための人材育成	緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援						
		R3 当初 計画					地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援						
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援						
		R3 当初 計画					必要に応じて実施						
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施						
・代行制度による都道府県に対する技術支援	緊	R3 当初 計画					必要に応じて実施						
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				国による地方公共団体等への支援充実。災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。						
		R3 当初 計画					必要に応じて実施						
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				DIMAPSの利用促進に向けた説明や災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整。						
		R3 当初 計画					必要に応じて実施						
・災害時及び災害復旧に対する支援	緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○										
		R3 当初 計画											
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○										
		R3 当初 計画											
		今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○										
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	緊	R3 当初 計画											

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱 事 項 具体的な取組	予定時期 R3 R4 R5 R6 R7										
		益田市		島根県		気象台					
		国交省									
②氾濫特性を踏まえた効果的な水防活動											
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備											
・避難行動等に資する情報提供設備の整備及び水位予測の精度向上(再掲)	D,M,N	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○								
		R3 当初計画									
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備(再掲)	U	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○								
		R3 当初計画									
・樋門の無動力化の推進	U	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○								
		R3 当初計画									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化											
・消防団員と兼務する水防団員への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施及び人員の確保	L,N	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	実際の水防活動の際は、消防本部からの指示(メール、電話等)によるものであり、消防本部により連絡体制の確認を徹底する							
		R3 当初計画		実際の水防活動の際は、消防本部からの指示(メール、電話等)によるものであり、消防本部により連絡体制の確認を徹底する							
・高津川の重要な水防箇所等洪水に対しリスクが高い区間について消防団員と兼務する水防団員や地域住民が参加する合同点検を実施	H,M	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	合同点検等に参加する		合同点検等を実施					
		R3 当初計画		合同点検等に参加する		合同点検等を実施					
・水防活動の知識習得と技術力向上のため、総合防災訓練等と合わせて、水防専門家を講師とした講習会を実施	O	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	益田市防災訓練時に水防団を対象に水防工法等の演習を実施する	委員として、取組に協力する	各種講習会に参加する。また、開催に協力し、支援を行う。					
		R3 当初計画		益田市防災訓練時に水防団を対象に水防工法等の演習を実施する	要請に応じて参加・支援	同上					
・備蓄水防資機材情報の共有及び非常時における広域的な相互支援方法の確認	P	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	益田市水防計画を毎年度策定する	備蓄水防資材情報の共有および相互支援方法の確認	備蓄水防資材情報の共有および相互支援方法の確認					
		R3 当初計画		令和3年度益田市水防計画を策定する	出水期前に関係機関と調整会議などによる情報共有や資材の合同点検を実施	備蓄水防資材情報の共有および相互支援方法の確認					
・市庁舎の水害時における対応について、業務継続計画の策定及び機能確保のための対策の充実	Q,緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	機能確保のための対策を図る							
		R3 当初計画		機能確保のための対策を図る							
・樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施	T	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	樋門操作員等研修会への参加を促進する	委員として、取組に協力する	樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施					
		R3 当初計画		樋門操作員等研修会への参加を促進する	要請に応じて参加・支援	樋門操作に関する人員の確保と操作訓練の実施					

○概ね5年で実施する取組に対する実施状況

具体的な取組の柱		予定時期	益田市	島根県	気象台	国交省					
事 項											
具体的な取組											
R3	R4	R5	R6	R7							

③浸水を一日も早く解消するための排水対策

■排水活動に資する基盤等の整備

・高津川改修(再掲)	U	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				
		R3 当初計画					
・樋門等の修繕計画を作成し、計画的に予算を確保し修繕を実施	R	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	修繕実施中(令和4年度:廿子を予定)			
		R3 当初計画		修繕実施中(南田、内田:令和2年度から継続実施中)			
・樋門の無動力化の推進(再掲)	U	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○				
		R3 当初計画					
・排水設備の耐水性の強化	緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	現在は未実施。今後の実施を検討(時点修正のタイミング)	—		
		R3 当初計画		現在は未実施	—		

■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施

・排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水作業準備計画(案)の作成	S						
・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	S.緊	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○	—	—		排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施及び訓練を踏まえた見直し
		R3 当初計画		—	—		排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施及び訓練を踏まえた見直し

新たな取組

■報道機関との連携	—	今後5か年の予定	○ ○ ○ ○ ○		・報道機関との懇談会をwebにて開催し、水害をはじめとする防災知識の普及・啓発・周知について連携を強化する。	
		R3 当初計画			同上	

■追加確認事項

質問内容	益田市	島根県	気象台	国交省
ケアマネージャーに対する支援状況、地域包括支援センターへのハザードマップの掲示状況について教えてください。	ケアマネージャーに対する支援:未実施 ハザードマップの掲示状況:掲示なし			